

# 松戸市子ども・子育て会議 教育・保育に関する分科会の 報告について

平成26年11月20日

松戸市子ども部 子育て支援課・幼児保育課

# 支給認定基準及び利用調整 について

平成26年10月16日（木）

幼児保育課

## ◆支給認定の概要



### ●保育の必要性の認定

- ①「事由」(保護者の就労、疾病など)
- ②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分⇒保育必要量)

### ●松戸市の基準 (平成26年5月15日の松戸市子ども・子育て会議で承認されました)

○「事由」については、国の基準どおり。

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

## ○「区分」

保育標準時間…就労の下限時間は1ヶ月あたり120時間以上とする  
(一日 最大11時間の保育利用可)

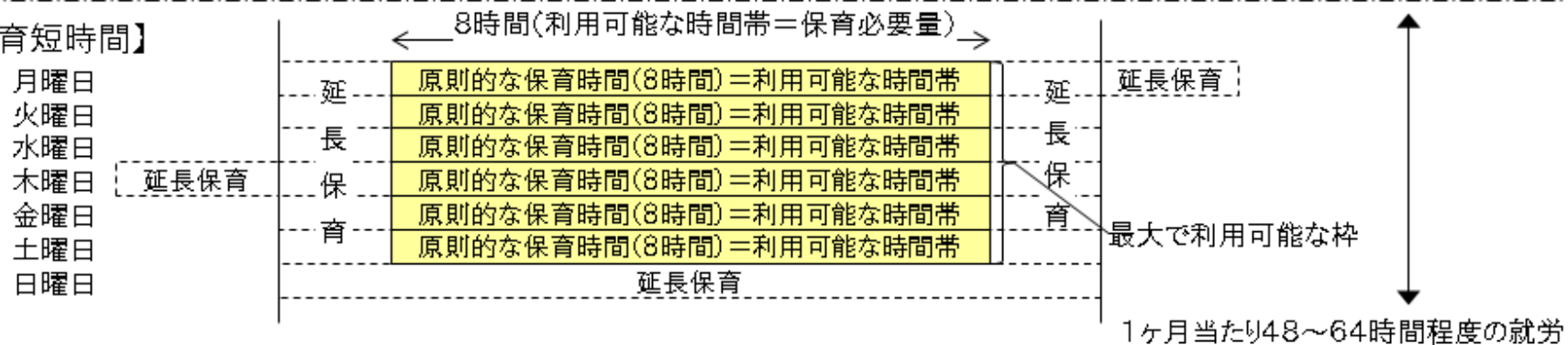
保育短時間 …就労の下限時間は1ヶ月当たり64時間とする  
(一日 最大8時間の保育利用可)

## 《 参 考 》

### 【保育標準時間】



### 【保育短時間】



## ◆規則の制定について

子ども・子育て支援法



子ども・子育て支援法施行規則  
子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令



(仮)子ども・子育て支援法施行規則第1号の規定に基づく市町村が定める時間に関する規則  
(仮)松戸市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務取扱い要綱

または・・・

(仮)松戸市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務取扱い要綱

※「保育の実施に関する条例」、「保育の実施に関する実施条例施行規則」については廃止。）

## ◆保育の必要性の認定に係る事由ごとの「有効期間」について

	事由	支給認定の有効期間		松戸市の方向性(案)
		2号	3号	
①	就労	小学校就学前まで	満3歳まで	
②	妊娠、出産	出産後8週間まで		
③	保護者の疾病、障害	小学校就学前まで	満3歳まで	
④	親族の介護・看護	小学校就学前まで	満3歳まで	
⑤	災害復旧	小学校就学前まで	満3歳まで	
⑥	求職活動	3ヶ月を限度として市が定める期間まで		3ヶ月を限度とする
⑦	就学	保護者の卒業まで	保護者の卒業まで	
⑧	虐待、DV	小学校就学前まで	満3歳まで	
⑨	育児休業	市が定める期間	市が定める期間	現行通り 2号⇒小学校就学まで 3号⇒1年以内に復職を条件
⑩	その他	市が定める期間	市が定める期間	事由によって、①～⑨に準ずる

### 《有効期間の考え方》

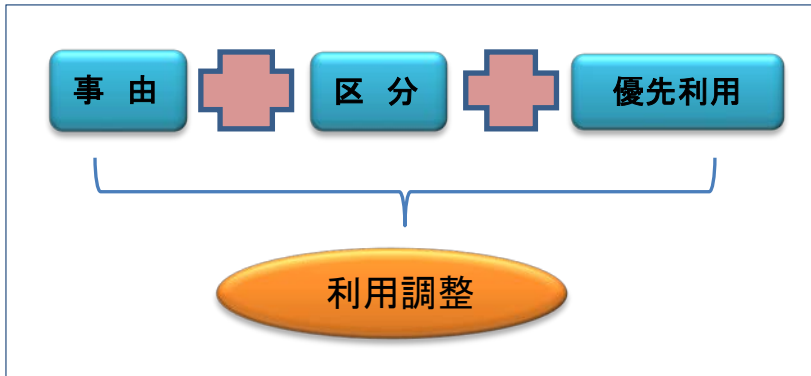
2号認定及び3号認定の有効期間は、満3歳以上の子どもに係る認定についてはその効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間、満3歳未満の子どもに係る認定についてはその効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間とし、保育の必要性の認定に係る事由に該当しなくなった場合は、その時点までとすることを基本としたこと（規則第8条第2号から第13号まで）

## ◆保育の必要性の認定に係る事由ごとの「保育必要量」について

(子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項、第2項)

	事由	保育必要量の区分		備考	松戸市の方向性(案)
①	就労	標準時間	短時間	2区分は必須。月120時間で線引き。	
②	妊娠、出産	標準時間		一般的には標準(利用を妨げない)。保護者の申出により短時間は可。	
③	保護者の疾病、障害	標準時間		一般的には標準(利用を妨げない)。保護者の申出や通院状況により短時間は可。	
④	親族の介護・看護	標準時間	短時間	2区分は必須。	
⑤	災害復旧	標準時間		一般的には標準(利用を妨げない)。保護者の申出により短時間は可。	
⑥	求職活動	標準時間	短時間	必要に応じて、原則、短時間に統一することも可。	現行通り 原則、短時間とする
⑦	就学	標準時間	短時間	2区分は必須。	
⑧	虐待、DV	標準時間		一般的には標準(利用を妨げない)。保護者の申出により短時間は可。	
⑨	育児休業	標準時間	短時間	必要に応じて、原則、短時間に統一することも可。	現行通り 原則、短時間とする
⑩	その他	標準時間	短時間	2区分は必須。市町村の判断で1区分にすることも可。	2区分 事由によって①～⑨に準ずる

## ◆利用調整について



※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、実際の運用状況を踏まえ、市町村で運用とされている。

### ●選考基準について（資料2 選考基準表（案）参照）

- ・保育の必要性の事由に応じて設定する。
- ・フルタイム就労のほか、パートタイム就労などすべての就労形態に対応していくことを基本に設定する（一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除く）。
- ・「虐待又はDVのおそれがあること」については、保育の必要性に係る事由となるが、選考基準によらず状況に応じて利用調整していくこととする。

## ◆優先利用について

### ●調整点について

現行では調整の項目が少なく、同点となった場合に優先度をつけにくい状況。追加する項目は、現在も点数としては現れないものの選考時に考慮しているところであるため、今回の改正にあわせ公表していく予定。



# ◆優先利用について

資料3 調整点（案）参照

	優先利用の項目	本市の考え方
加 点 項 目	ひとり親家庭	現行に加え、扶養児童1名の場合を追加
	生活保護世帯	現行に加え、就労による自立が見込まれる場合を追加
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	新たに追加
	虐待やDV	選考基準、優先利用によらず利用調整する
	子どもの障害	子どもの障害のために就労を制限されている場合を追加
	育児休業明け	現行に加え、一時退園した児童が再入所を希望する場合を追加
	兄弟姉妹	現行に加え、多子家庭への配慮を追加
	小規模等の卒園児のスムーズな移行	新たに追加
	その他 ※	認可外保育施設等利用者や待機期間の長い方への配慮を追加 他
減 点 項 目		現行に加え、下記を新たに追加 ・転入者を除く、市外居住者 ・未就学児の兄弟の同時申し込みが無い場合 ・内定を辞退した場合 ・過去に保育料の滞納がある場合

※「その他市が定める事由」について、上記のほかにも人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子ども利用に当たって配慮する項目も加えることとするか？併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮する項目を追加するか？

## ●同一指数世帯の優先順位について

（資料4 同一指数世帯の優先順位表（案）参照）

基準点と調整点の合計が同一となった場合には、この優先順位に基づき判定する予定。

## 《利用調整の事例》

### ●A児の場合 0歳児

父・・・不在(離婚)

母・・・120時間以上の就労・育児休暇明け

※現在、希望保育所に兄が在園中

支給認定は・・・

3号認定子ども・保育標準時間認定



	父母の状況	基準点	調整項目	調整点	合計点	優先利用
父	母子	100	育休明け	20	230	
母	月20日以上かつ週40時間以上・・・	100	兄弟が入所	10		

### ●B児の場合 3歳児

父・・・120時間以上の就労

母・・・障害を持った下の子1歳児の介護  
(身体障害1級・常時介護が必要)

※待機期間が6ヶ月以上経過している

支給認定は・・・

2号認定子ども・保育標準時間認定



	父母の状況	基準点	調整項目	調整点	合計点	優先利用
父	月20日以上かつ週40時間以上・・・	100	待機期間6ヶ月	3	183	
母	家族が自宅で療養	80				

現 行

保育の実施基準	保護者の状況		適用	基準点数
	細分類			
1 居宅外で労働することを常態としていること	外勤	常勤者	1週の労働時間 38時間以上	9
		専従者	1週の労働時間 38時間未満	8
		パート臨時等	1週の労働時間 30時間以上	7
			1週の労働時間 20時間以上30時間未満	6
			1週の労働時間 20時間未満	5
	自営業	事業主	1週の労働時間 38時間以上	9
		専従者	1週の労働時間 38時間未満	8
		協力者	1週の労働時間 38時間以上	7
		補助者	1週の労働時間 38時間未満	6
		就労予定者(内定者)	1週の労働時間 30時間以上	6
1週の労働時間 20時間以上30時間未満	5			
1週の労働時間 20時間未満	4			
2 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること	自営業	事業主	1週の労働時間 38時間以上	8
		専従者	1週の労働時間 38時間未満	7
		協力者	1週の労働時間 30時間以上	6
		補助者	1週の労働時間 30時間未満	5
	在宅勤務者	1週の労働時間 30時間以上	6	
	内職	1週の労働時間 30時間未満	5	
3 妊娠中であること又は出産後間がないこと	多胎妊娠、妊娠障害等又は1月以上の入院見込みのとき		8	
	出産予定月をはさんで前後2月の合計5月以内のとき		7	
4 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	疾病	入院	現在入院中であるとき又は1月以内に入院が決定しているとき	10
		居宅内療養	30日以上療養が必要で常時介護を要するとき	9
	障害	重度	身体・精神障害があり介護を要するとき(身障2級以上/療育手帳A以上)	10
		中度	身体・精神障害があり支援を要するとき(身障3級以上/療育手帳B-1以上)	8
		軽度	身体・精神障害があり就労が困難なとき(身障4級以上/療育手帳B-2以上)	7
	上記のほか、通院・加療中で児童の保育に支障があるとき			5
	5 長期にわたり疾病の状態にあること又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること	家族が入院	30日以上入院中の家族を常時付き添い看護・介護するとき	9
家族が自宅で療養		重度	重度の身体・精神障害者や寝たきりの家族を常時介護するとき	8
		中度	中度の身体・精神障害者や病床にある家族を常時介護するとき	7
上記のほか、看護・介護のため児童の保育に支障があるとき			4	
6 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること				11
7 その他前各号に類する状態にあること	父・母の不在	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等で母子家庭又は父子家庭になっているとき	10	
	職業訓練・技能習得・通学等	就労を前提に職業訓練や各種の学校(自動車教習場を除く)に通学するとき	8~5	
	求職中	求職活動のため昼間外出を常態としているとき(概ね2月以内の就職を前提)	3	

新 制 度

					基準点数	区分
1	居宅外就労	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ1日8時間以上働いている		100	標準	
		月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ1日6時間以上働いている		90	標準	
		月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ1日6時間以上働いている		80	短	
		月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ1日4時間以上働いている		70	短	
		上記には該当しないが、月64時間以上働いている		60	短	
	就労予定者(内定者)					
	居宅内就労	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ1日8時間以上働いている		90	標準	
		月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ1日6時間以上働いている		80	標準	
		月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ1日6時間以上働いている		70	短	
		月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ1日4時間以上働いている		60	短	
上記には該当しないが、月64時間以上働いている		50	短			
2	妊娠・出産	出産予定月をはさんで前後2月の合計5月以内のとき		60	標準	
	3 保護者の疾病・障害	疾病	入院	現在入院中であるとき又は1月以内に入院が決定しているとき	100	標準
居宅内療養			30日以上療養が必要で常時介護を要するとき	80	標準	
障害		重度	身体・精神障害があり介護を要するとき(身障2級以上/療育手帳A以上)	100	標準	
		中度	身体・精神障害があり支援を要するとき(身障3級以上/療育手帳B-1以上)	80	標準	
		軽度	身体・精神障害があり就労が困難なとき(身障4級以上/療育手帳B-2以上)	60	標準	
上記のほか、通院・加療中で児童の保育に支障があるとき			50	短		
4 親族の介護・看護	家族が入院	30日以上入院中の家族を常時付き添い看護・介護するとき	90	標準		
	家族が自宅で療養	重度障害者(要介護認定3から5まで、身体障害者障害程度等級が1級又は2級、知的障害の程度がA、Aの1又はAの2である者の介護をするとき)	80	標準		
		常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(要介護認定1から2、身体障害者障害程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1又はBの2である者の介護をするとき)	70	標準		
	上記のほか、看護・介護のため児童の保育に支障があるとき			60	短	
5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること				110	標準	
6 求職	居宅外	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ1日8時間以上の仕事の内定している		80	標準	
		月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ1日6時間以上の仕事の内定している		70	標準	
	居宅内	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ1日4時間以上の仕事の内定している		60	短	
		月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ1日8時間以上の仕事の内定している		70	標準	
	居宅内	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ1日6時間以上の仕事の内定している		60	標準	
		月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ1日4時間以上の仕事の内定している		50	短	
	上記には該当しないが、月64時間以上の仕事の内定している			40	短	
	上記の世帯以外で、求職中である場合			30	短	
7 就学	学校教育法に定める学校・職業訓練施設またはこれに準ずる施設に通学		90	標準		
	上記以外の就労を目的とした就学	週5日以上の日中5時間以上のカリキュラム	80	短		
		週4日以上の日中5時間以上のカリキュラム	70	短		
8 虐待・DV	虐待・DV等により著しく、児童の心身の発達に影響を及ぼすとき			標準		
10 その他	父・母の不在	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等で母子家庭又は父子家庭になっているとき	100	標準		
	上記以外で児童福祉の観点から、市長が特別に調整が必要と認められたとき				状況に応じ	

## 調整点(案)

資料3

		現 行		新 制 度	
調整点の項目 (1～9は国が示す優先利用)		条件	調整点	条件	調整点
1	ひとり親家庭			母子家庭又は父子家庭で、扶養している児童が1人あるとき	5
		母子家庭又は父子家庭で、扶養している児童が2人以上あるとき	+1	現行に同じ	10
		父母が別居(単身赴任・拘禁中)しているとき	+1	現行に同じ	10
2	生活保護世帯	生活保護法による扶助を受けているとき	+1	現行に同じ	5
				生活保護世帯で、就労による自立につながるが見込まれる場合	10
3	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合			世帯・生計中心者が解雇(リストラ)・倒産により生計維持のため早急に就労を要するため求職活動をし、内定している場合	20
				世帯・生計中心者が解雇(リストラ)・倒産により生計維持のため早急に就労を要するため求職活動している場合	10
4	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合				
5	子どもが障害を有する場合			申込児童が障害を有するために通所施設に通所、または病院に通院し、保護者の就労が制限されている場合	10
6	育児休業明け	産休、育児休業期間が終わり、職場に復帰するとき	+2	現行に同じ	20
				育児取得により、一時退園し育児休業明けに再入所の場合	40
7	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等を利用する場合	兄・姉がその保育所に入所しているとき	+1	現行に同じ	10
				申込児童の兄弟姉妹が2人いる場合(生計が同一でかつ就学前児童に限る)	5
				申込児童の兄弟姉妹が3人以上いる場合(生計が同一でかつ就学前児童に限る)	10
				多胎児を妊娠している場合	10
				兄弟姉妹が別施設または事業を利用しているため同一施設又は事業に転園を希望する場合	5
8	小規模保育事業などの卒園児童			卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業を卒園した場合の経過措置	30
				地域型保育事業を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	15
9	その他市町村が定める事由	同居する祖父母や近隣に居住する親族等から育児の支援が受けられるとき	-1	現行に同じ	-10
		就労者のうち最近3ヶ月の就労日数が合計で40日に満たないとき	-1	現行に同じ	-10
				内定は出ていないが、採用面接を受けたり、ハローワークに登録するなど具体的な活動状況が確認できる場合	5
				申込児童を保育施設等に有償で預けているのを常態としている場合(料金の収受が確認できる場合に限る)	10
				待機期間が1年以上経過している場合	5
				待機期間が6ヶ月以上経過している場合	3
				市外に居住している(転入予定者を除く)場合	-60
				申込児童以外の未就学児がいるが、その児童の入園申込をしない場合(親族の介護・看護の事由に該当する児童を除く)	-40
				利用の内定を辞退した場合(辞退した利用つきの属する年度内に限る。また、内定辞退後に特定教育施設または特定地域型保育事業を利用するまでの適用とする)	-40
				未納の保育料がある場合(納付相談が無く、納付誓約を履行しない)	-50

同一指数世帯の優先順位(案)

資料4

		現 行	新 制 度
優先順位		児童の生活・保育の現状	同一点数時の順位表
1		保育に当たる者がなく、放置、遺棄されているとき。	両親不存在、ひとり親(死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等)の世帯
2		職場に同行しているとき。(職場に託児施設がある場合を除く)	市内在住者
3		親族等に預けていて、両親と別居しているとき。	基準指数の高い世帯
4		通常同居していない者が同居して保育しているとき。	就労期間が長い
5		知人等に保育を委託しているとき。	複数園希望
6		認可外保育施設に保育を委託しているとき。	待機期間が長い
7		昼間だけ近隣の親族等が世話をしているとき。	経済的困窮度の高い世帯(前年度の市区町村民税で判定)

※新規申請者と施設変更申請者で基準指数と調整指数の合計が同一の場合は、上記の優先順位によらず、新規申請者を優先するものとする。